

議第百十二号

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の変更について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第二項の規定により、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の一部を次のように変更するものとする。

令和八年九月十七日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の変更

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款の一部を次のように変更する。

別表一の表各務原市那加西市場町五丁目一三四番地の項中「各務原市那加西市場町五丁目一三四番地」の下に「（令和七年十二月十六日及び同月十九日売却）」を加え、「一、九九三・八八」を「一、九九三・七九」に改める。

附 則

この定款の変更は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

